

を考へること。

ウ、生徒指導部としての役割や機能  
をじゅうぶんに考へ、係の合理的  
な設定について配慮すること。

エ、各係の担当者を決する際には  
各教師の特性、特に年齢、経験年  
数、性別、担当学年、担当教科、  
所属小学科などを配慮すること。

オ、生徒指導部としての協力的な指  
導となるように、係間の連絡が密  
になるように配慮すること。  
カ、各係は単に網羅的になつたり、  
従来からの慣例だけにたよつたり  
することなく、全体としての調和  
をたいせつにすること。

教育目標にもとづく全体計画につ  
いても、その学校の生徒指導を具体的  
に進めていくための構想であり、生徒理  
解や教育相談、教師の共通理解を  
図るための機会の設定や、各種文  
献、資料の収集、指導事例による  
研究、研修計画の立案などにわた  
るものである。

作成に当たつて留意しなければなら  
ないことは、  
(一) 一般的、抽象的なものでなく、  
日々の教育実践を進めるに当たつ  
ての具体的な手がかり、方法を明  
確に示すものであること。

(二) 生徒をとりまく環境の実態を反  
映させる計画の立案と、他教育計  
画全体との調和のとれたものであ  
ること。

(三) 計画は教職員の組織構成をじゅ  
うぶんに配慮し、実情に即して作  
成し、形式や体裁にとらわれない  
ことのない、教師が最も必要とする  
ものを作成すること。

などの点があげられる。  
高校生の生徒指導上の問題として前  
に述べた、男女交際、喫煙防止、窃盗  
防止等の指導に当たる学校側の対応に  
ついては、以上のべた指導体制づくり  
とその在り方とあわせ、教師各の共通  
理解と協力によって推進しなければなら  
ないのは同様である。

特に、教師間の共通理解については  
共通歩調での指導ということが強調さ  
れなければならないし、そこには各の  
教師が生徒指導の理念や方法、態度な  
どに共通の理解をもつことであり、更  
に考えだけでなく、密接な協力をも  
つということと、教師各は個性的な存  
在として人それぞれの立場と役割の面  
から、その特色を生かしていくことが  
必要となつてくる。それに指導教師の  
一貫した心構えや態度とあわせ、指導  
技術を身につけるのみでなく、教師自  
身の態度の変容についても積極的な姿  
勢を示すことも必要であらう。

昭和52年度福島県教育委員会指定各種研究学校(地区)一覽

※ ( ) 内新指定

管内 種別	義務教育課				保健体育課		高等学校教育課		養護教育室	
	教育課程	へき地教育	生徒指導	道徳教育	体力づくり		学習指導	生徒指導	養護教育	
県北	⊗ (福島二小)		(二本松二中)		⊗伊達小 ⊗(福島北高)			(福島高)		
県中	(石川中)	(岩井沢小)					(田村高)			
県南	(近津小)			⊗小野田小 ⊗釜子小 ⊗(東村地区)	⊗ (白河中央中)				(塙倉町 塙町 矢祭町 鮫川村 (東白川地区)	
会津	(喜多方二小)			⊗河東一小 ⊗河東二小 ⊗河東三小 ⊗河東中 (河東村地区)	⊗ 北会津中					
南会津			⊗ 荒海中							
相双		⊗ 小宮小			⊗ 大熊中					
いわき	⊗ (湯本一中)		⊗ (好間中)		⊗ 平一小					
備考	県指定3 文部省指定2	県指定1 文部省指定1	県指定1 文部省指定2	文部省指定 2地区		文部省指定6		県指定1 県指定1		県指定1地区